

外国人研究発表者助成事業 実施要項

平成25年2月23日 制定

平成30年6月 2日 改正

1 目的

この要綱は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「本会」という。）国際学術交流助成規程第2条第1項第1号に基づき、外国の優れた診療放射線技師を日本診療放射線技師学術大会（以下「学術大会」という。）に招聘し、わが国の診療放射線技師との交流の推進を図るとともに、国家間の相互理解及び友好親善の増進に寄与することを目的とする。

2 対象者

外国において診療放射線技師として業務を行っている者もしくは診療放射線技師教育に携わっている者で、学術大会において研究発表を行う者を対象とする。

3 招聘期間

学術大会の開催期間とする。

4 助成する人数

助成する人数は毎年5名以内とする。

5 助成額

助成額は1名につき、USD1,000とする。なお、これを超える額は自己負担とする。

6 助成の申請

申請を希望する者は、当該年度の学術大会に演題登録をした上で、指定された期日（当面は演題募集終了日）までに申請書（様式1）を本会事務局まで提出しなければならない。

7 選考

選考は同規程第4条に定める委員会にて実施し、選考結果の発表は内定又は不採択の旨を通知することによって行う。なお、この通知は演題採択通知と同時に送るものとする。内定の場合、本会指定の承諾書を送付した後に正式決定となる。

8 問い合わせ

公益社団法人日本診療放射線技師会 国際担当係

TEL 03-4226-2211

[照会フォーム](#)



9 改廃

本要項の改廃は委員会において審議し、理事会の議決によるものとする。

付則

- 1 この要項は平成25年2月23日より施行する。
- 2 この要項は平成30年6月2日より施行する。